

精華町新商品開発

支援事業補助金のご案内

精華町の農産物や地域資源、キャラクターを活用し、まちの魅力を高める商品の開発を行う町内事業者を支援するため、事業にかかる経費に対し補助金を交付します。

① 補助対象者

1. 精華町に主たる店舗や事業所を有する法人、団体又は個人
※精華町内の事業所又は個人を含む複数の事業者により取り組む場合でも対象とします。
2. 町税等の未納のない者

② 補助対象事業

1. 精華町の農産物等の地域資源を活用して新商品を開発する事業
2. 既存の商品を改良し、精華町の特産品として販売する事業
3. 町広報キャラクター「京町セイカ」、観光PRキャラクター「けいちゃん・はんちゃん・なあちゃん」を活用して新商品を開発する事業

※商品として流通性がないものや、単に商品パッケージのデザインを変更するものは対象外

③ 補助対象経費

原材料費、物品購入費、委託費、デザイン及び印刷費、販売促進費 など

④ 補助率及び補助金額

補助対象事業にかかる経費の **2分の1** で、上限 **50万円**

※「いちご」や「洛いも」など、町の奨励作物を活用した商品開発の場合は、経費の **3分の2** で、上限 **60万円**

⑤ 提出書類

交付申請書、事業計画書、事業経費の見積書、
補助対象者であることを証明する書類 など
※様式はホームページからダウンロードできます →



町広報キャラクター「京町セイカ」

⑥ ふるさと納税返礼品への登録申請

本補助金の交付を受けて開発した商品は、精華町
ふるさと納税の返礼品登録申請を**必須とします**。

お問い合わせ先

精華町役場 事業部 商工推進室 商工観光係
TEL : 0774-34-0234
mail : shoukou@town.seika.lg.jp



町観光PRキャラクター

「けいちゃん・はんちゃん・なあちゃん」